

占冠村住民投票条例（案）の概要

<住民投票条例とは>

住民投票は、村政の重要な事項について、直接村民の意思を確認するための制度です。

<投票結果の尊重>

議会と村長は、住民投票の結果を尊重します。



<住民投票の対象>

村民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項が対象です。

下記の事項（法令の規定に基づいて住民投票ができる事項など）は対象外としています。

- 村の権限に属さない事項。ただし、村の意思として明確に表示しようとする場合は、住民投票を請求することができます。
- 議会の解散、議員の解職、村長の解職その他の法令の規定により住民投票を行うことができる事項
- 特定の村民又は特定の地域のみに関係する事項
- 村の組織、人事又は財務に関する事項
- 前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

<住民投票の請求>

村内に住所がある村民が請求できます。

村民（投票資格者）は、投票資格者の総数の5分の1以上の署名を集めて、村長に住民投票を請求することができます。

<投票できる者（投票資格者）>

村内に住所がある18歳以上の方

日本人：3ヶ月以上占冠村に住民票がある方

永住外国人：永住者、特別永住者で3年以上占冠村に住民票がある方

在留外国人：3年以上占冠村に住民票がある方

<情報の提供>

情報の提供にあたっては、中立性の保持に留意し、公平に扱います。

<投票方法>

賛成、反対のいずれかに○を付けて投票します。また、投票日当日の投票のほか、期日前投票ができます。



<再請求>

住民投票の結果が告示されてから2年が経過するまでは、類似の事項について住民投票を請求することができません。

占冠村住民投票条例（案）原文は、総合センター1階企画商工課、トマム支所、占冠村コミュニティプラザ図書室、トマムコミュニティセンター図書室に設置しています。また、占冠村ホームページでも公開しています。

お問い合わせ

占冠村企画商工課 企画担当

電話：0167-56-2124